

佐倉市告示第154号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により告示する。

当該景観計画の図書は、佐倉市都市部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年12月22日

佐倉市長 蕨 和雄



- 1 景観計画の名称
佐倉市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
佐倉市全域
- 3 効力の発生する日
平成30年7月1日